

所管部課		総務部 総務課		部長	矢吹 勇一			
件 名		健康保険被保険者証等の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則について			区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則							
	部課機関	市民課、子育て支援課、生活福祉課、障害福祉課、保険年金課、都市基盤課						
1. 要 旨 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、健康保険等の被保険者証等については、令和6年12月2日に原則廃止されることとなった。そこで、関係規則に定める文言を整理するため、健康保険被保険者証等の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則を制定し、関係規則を一括で改正するものである。 (1) 一括改正する規則 別紙一覧表のとおり。 (2) 主な改正内容 関係規則に規定する「被保険者証」を削る、「被保険者証」を「資格確認書」に改める等の所要の改正を行う。 (3) 施行日 令和6年12月2日 (4) 影響及び効果 関係規則に定める文言を整理することにより、適切な制度運営を行うことができる。								
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和5年6月9日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布 令和6年12月2日 健康保険等の被保険者証等が原則廃止								
3. 留意事項（問題点等） 特になし								
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議審議後、速やかに制定手続を進めたい。								
5. 審議結果								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。

健康保険被保険者証等の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則
により改正する規則一覧

第 1 条	東大和市国民健康保険高額療養費資金貸付条例施行規則
第 2 条	東大和市生活保護法施行細則
第 3 条	東大和市国民健康保険人間ドック等受診料助成規則
第 4 条	東大和市自転車等放置防止等に関する条例施行規則
第 5 条	東大和市結核・精神医療給付金支給規則
第 6 条	東大和市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
第 7 条	東大和市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱規則
第 8 条	東大和市身体障害者福祉法等の施行に関する規則
第 9 条	東大和市国民健康保険傷病手当金の支給に関する規則
第 1 0 条	東大和市個人情報保護法施行細則
第 1 1 条	東大和市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則